

まちづくり推進計画検討委員会 資料

(地縁組織)

総務部総務課自治防災班

(1) 市政協力員及び行政連絡協力者

市政協力員

市政の円滑な運営と行政能率向上のため、市内76の行政区に地区住民から推薦された1名の方を置き、その方に対し市長が委嘱します。

<主な職務>

- ・市の各機関から発する通知文書や回覧文書を周知・配布すること。
- ・市が実施する調査に協力すること。
- ・地区住民の市政に対する要望等の取次に関すること。
- ・その他市政発展のために必要なこと。

行政連絡協力者

開発行為により造成された地区で、単独で自治会を設立した地区に行政連絡協力者を置きます。

開発事前協議の段階で、市から開発業者に依頼し、入居者が既存の行政区に加入していただくか又は単独で自治会を設立していただくよう周知していますが、入居した方々の意向や既存行政区における共有施設の管理等について調整が図れない等の理由により、単独で自治会を設立するケースが多くなっています。

自治会を設立する場合は、市に提出する設置承認申請書に自治会会則を添付して申請していただき、承認手続き完了後、市政協力員と同様の職務を依頼しています。

現状 (H22.6.30 現在)

- ・市政協力員地区76 + 行政連絡協力地区31 = 107地区
- ・世帯数：市政11,235 + 行連794 = 12,029世帯
- ・区・自治会加入率 $12,029(\text{H22.6 末}) / 20,358(\text{H22.5 末住基}) = 59.1\%$

《年度別加入率》

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
区・自治会加入	12,387	12,431	12,548	12,427	12,379	12,212	12,159
住民基本台帳	18,517	18,753	19,125	19,511	19,934	20,161	20,334
加入率	66.9	66.3	65.6	63.7	62.1	60.6	59.8
前年比		- 0.6	- 0.7	- 1.1	- 1.6	- 1.5	- 0.8

(2) 富里市区長会

市政協力員 76 名により構成し、市内地域行政の合理化と能率化に努め、区民の福祉を増進し、市政に対し積極的、かつ、建設的に協力し、併せて会員相互の親睦と連携を図ることを目的としています。

主な活動は、区への加入促進、年 2 回の視察、社会福祉協議会や環境美化推進協議会など計 9 団体への委員派遣等、地域住民の代表として活動をしています。

また、小学校区単位で組織する小学校区区長会では、小学校区での各種イベントの実施や区長間で連絡調整を図り、円滑な地域関係を築いています。

なお、日吉台地区に建設中の病院誘致署名活動も区長会が主体となって行いました。

(3) 富里北部コミュニティセンター管理運営委員会

管理運営委員会は、富里北中学校区内の行政区及び行政連絡協力地区の 13 地区から選出された 13 名の方と、管理運営委員会から選任された 4 名、計 17 名の委員で構成し、市から富里北部コミュニティセンターの管理運営を行う指定管理者として指定されています。

主な業務は、施設の利用申請許可及び利用料金の徴収、図書貸出業務を行っています。

また、事業としては、年 1 回コミセン祭りの開催、年 3 回コミセン便りの発行、年 1 回普通救命講習の受講や避難訓練等を実施しています。

(4) 中部ふれあいセンター管理運営委員会

管理運営委員会は、富里中学校区内の行政区 13 地区から選出された 14 名の委員で構成し、市から中部ふれあいセンターの管理運営を行う指定管理者として指定されています。

主な業務は、施設の利用申請許可及び利用料金の徴収を行っています。

また、事業としては、年 1 回中部ふれあいセンターまつり・民謡の夕べ等を開催しています。

(5) 認可地縁団体

過去においては，区・自治会等が保有する集会施設の土地・建物などの財産管理について，区・自治会等が法人格を取得できなかったことから，さまざまな財産上の問題が生じていましたが，平成 3 年 4 月に地方自治法が改正され，区・自治会等が一定の手続きの下に法人格を取得できるようになり，区・自治会等の名義で不動産登記ができるようになりました。

市では平成 6 年 1 2 月に市条例及び規則を制定し，現在，以下の 1 0 団体が認可されています。

認可を必要とした主な理由としては，個人名義の墓地用地や集会施設等を区，会の名義として不動産登記することにより，財産上の問題を解決することを目的としたものとなっております。

【登録団体】(H22.6.30 現在)

七栄第一区	七栄第二区	七栄第三区	七栄第四区
七栄第五区	七栄第六区	はずき会	三区
日吉倉旧村会	武州区		

(6) 富里市防犯指導員連合会

富里市防犯指導員連合会は，成田防犯連合会に属する富里市内の 4 つの支部（七栄・両国・実の口・日吉台）により，会員相互の連携を図るとともに，防犯活動を積極的に推進し，犯罪のない明るく住みよい富里市を創ることを目的として組織された団体です。

構成員は，各区長，行政連絡協力者から推薦を受け，成田防犯連合会長及び成田警察署長より委嘱された防犯指導員で，その任期は 2 年となっております。

現在，活動中の防犯指導員は，七栄支部 3 4 名，両国支部 2 1 名，実の口支部 1 5 名，日吉台支部 2 2 名の計 9 2 名で，スイカロードレースやふるさとまつり等の市主催行事に対する警備協力や，各地域で開催されるイベントへの協力，また，年末年始の防犯運動や，有害屋外広告物の撤去活動などを行い，安心・安全な地域づくりに貢献しています。

また，これとは別に市内の各小学校単位を基本とする 7 団体の自主防犯パトロール隊が結成されており，子供たちの安全や，地域の見守り役として活動いただいております。

日吉台地区防犯連合会（日吉台小学校区）
富里南小学校区防犯パトロール隊（富里南小学校区）
実の口駐在所管内防犯パトロール隊（浩養小学校・洗心小学校区）
第一小学校区防犯パトロール隊（第一小学校区）
七栄っ子を守る隊（七栄小学校区）
かさぎのパトロール隊（富里小学校区）
富里台防犯パトロール隊（根木名小学校区）

（ 7 ） 自主防災組織

富里市内においては，昭和 5 6 年以降，住宅団地を中心に自治防災組織が結成され，現在 1 3 団体が地域における防災訓練の実施等に取り組んでいます。

なお，自主防災組織の組織率は，約 3 4 パーセントです。

東七栄 南七栄 南平台 旭ヶ丘 東立沢
桜台 新中沢 立沢台 日吉台自治会連絡協議会

日吉台 4 丁目 日吉台 5 丁目南 小松台 日吉台 3 丁目

組織率・・・1 3 団体の各世帯数の合計を富里市の全世帯数で除した割合。

（ 8 ） 富里市交通安全協会連合会

富里市交通安全協会連合会は，成田交通安全協会に属する富里市内の 4 つの支部（七栄，両国，実の口，日吉台）により，会員相互の連携を図るとともに，成田警察署，成田交通安全協会等と緊密な連携のもと，交通事故防止や交通安全思想の普及等を図ることを目的として組織された団体です。

各支部は，基本的に七栄交番，両国駐在所，実の口駐在所，日吉台交番のそれぞれの管轄の地域に住む人から構成されています。

連合会員数 7 9 名

うち役員数 連合会長 1 名，副会長（各支部長） 4 名，婦人支部長 4 名，監事 4 名

・七栄支部 2 7 名

主な地区 七栄，久能，立沢，中沢，新中沢，新橋

・両国支部 2 4 名

主な地区 大和，根木名，御料，十倉（南小学区）

- ・ 実の口支部 19名
 主な地区 十倉（浩養小・洗心小学区）
- ・ 日吉台支部 10名
 主な地区 日吉台

主な活動内容

- ・ 春・夏・秋・冬の交通安全運動活動（街頭監視，高齢者宅訪問，その他啓発活動）
- ・ 市，地域で開催されるイベントでの交通整理
- ・ 警察と共同での交通安全教室

（9）各地縁組織に対する支援

- ・ (財)自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業を財源とした富里市コミュニティ助成事業補助金（一般コミュニティ・コミュニティセンター・自主防災組織育成・青少年健全育成）
- ・ 防犯灯（新規設置・本体交換・電気料）
- ・ 集会所（建設・修繕・整備・改修・増築）
- ・ 富里市区長会補助金
- ・ 富里市防犯指導員連合会補助金
- ・ 富里市交通安全協会連合会補助金

【課題】

- ・ 自治会等への加入率の減少による地域コミュニティの脆弱化が懸念される。
- ・ 各地域における様々な活動内容を把握し，地域に担っていただく役割と市の役割を整理して，助成制度の見直し等を図る必要がある。